



えん En ふあ〜む



～あおぼ相談・連携支援のおたより～

令和5年 6月 第7号

今月のEnふあ〜むでは、障害児通所支援事業のひとつである「放課後等デイサービス」にまつわる用語や、利用について説明します！



用語解説



「**障害児通所支援事業**」…障害児通所支援事業とは、日常生活の基本的な動作や生活能力の向上に必要な訓練の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う支援サービスのことです。「放課後等デイサービス」「医療型児童発達支援」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」などのサービスがあります。

「**放課後等デイサービス**」…支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図るものです。障害がある小学生・中学生・高校生（6歳～18歳）のお子さまが利用できます。主に、放課後や休日、夏休み・冬休みなどの長期休暇に利用できます。また、障害のあるお子さまだけでなく、発達に特性のあるお子さまの利用も幅広くおこなわれています。学校や家庭以外の場で、子どもたちが日常生活で必要な訓練をおこなったり、学校や学童などと連携した支援をおこなったりしています。

「**ケースワーカー**」…主に行政機関である福祉事務所、児童相談所、役所の社会福祉課などを中心に活躍しています。児童や障害者、高齢者などの身体上や精神上的の悩み、また社会的な要因によって起こる日常生活での困りごとに対して相談や援助を行う役割を担っています。

「**受給者証**」…放課後等デイサービスを利用する場合、自治体で発行されている「通所受給者証」が必要です。住民票がある市役所や区役所にて、事前に相談・申請を行ってください。受給者証には、児童の名前や住所の他、放課後デイサービスなどを利用できる日数や、月額の利用料の上限額（上限負担額）が記載されています。



放課後等デイサービス 検索サイト

- ◎「障害福祉情報サービスかながわ」
→神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト（裏面も合わせてご覧ください）
- ◎学校の事務室脇の廊下の掲示板に、放課後等デイサービスの情報を掲載しています。来校の際にぜひ見てみてください



長期休暇中の 放課後等デイサービス利用について

放課後等デイサービスでの学校登校日以外の利用は施設によって若干の違いがあります。**学校と同じ時間から始まる事業所はほとんどありません。**保護者のお仕事の都合等、事前に計画しておくことをお勧めしています。また、裏面にあるように、利用までは、手続きと時間を要します。早めの検討、申込をして余裕を持って利用していきましょう。



学校生活や家庭生活で困ったことや、心配なことがあるときは、担任または、相談担当にご相談ください。
ご本人、保護者、学校の先生、校内、校外、どなたでもお気軽にご相談ください。
☎ 045-978-1169（連携支援直通）☎ 045-978-1161（学校）

ほう 放課後等デイサービス(放デイ)を使いたいとき



初めて放課後等デイサービスを使うことを
検討しているときは・・・

お住いの区福祉保健センター
(区役所の子ども家庭支援課)や
障害児相談支援事業所にご相談ください。



放課後等デイサービスの見学に
行ってみましょう!

事業所ごとに、スケジュールや活動内容、
スタッフさんの様子、利用者の様子、
利用料金、送迎の有無、利用時間、
空き状況等が異なります。

事業所に直接お問い合わせください。

事業所のホームページ等も各事業所作っている
ので参考にしてみてください。

受給者証が
発行・交付されます。

☆受給者証は、サービス利用の
パスポートのようなものです。

☆受給者証があることで、
利用料金が変わることがあります。

区福祉保健センター(区役所)で
申請書の提出をして、
支給が適切かどうか、審査が行われます。

支給が適切と判断されたら、
受給者証が交付されます。

受給者証の発行には、
申請後2週間から1か月かかることがあ
ります。ご注意ください。

放課後等デイサービスの情報は🔗
神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト

「障害福祉情報サービスかながわ」

※各種サービスの紹介や、事業所検索ができます。



放課後等デイサービス利用開始

事業所に受給者証を提示して
契約をしましょう。

新しく放デイの利用を始めるときは、
学校にもご連絡ください。

送迎の申請書の修正をお願いすることがあります。



あおば支援学校
連携支援グループ・相談係